

市第73号議案

横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場業務条例（昭和47年 3 月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中

「 106,211 平方メートル

「 106,211 平方メートル」を （うち公の施設 106, 211 平方メートル） 」

「 168,227 平方メートル

「 168,227 平方メートル」を （うち公の施設 155, 887 平方メートル） 」

「 42,600平方メートル（

「 42,600平方メートル」を うち公の施設 42,600 に改める。  
平方メートル） 」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市中心卸売市場の面積のうち、公の施設に該当する部分の面

積を明示するため、横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正したので提案する。

**参 考**

横浜市中央卸売市場業務条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（市場の名称、位置及び面積）

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名 称	位 置	面 積
横浜市中央卸売 市場本場（以下 「本場」という 。）	横浜市神奈川区	<u>106,211 平方メー 106,211 平方メー トル（うち公の施 トル 設 106,211 平方 メートル）</u>
横浜市中央卸売 市場南部市場（ 以下「南部市場 」という。）	横浜市金沢区	<u>168,227 平方メー 168,227 平方メー トル（うち公の施 トル 設 155,887 平方 メートル）</u>
横浜市中央卸売 市場食肉市場（ 以下「食肉市場 」という。）	横浜市鶴見区	<u>42,600 平方メー 42,600 平方メー トル（うち公の施設 ル 42,600 平方メー トル）</u>